Amundi
Investment Solutions

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日:2026年8月13日

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

愛称：りそな ペア・ハイ インカム

追加型投信／海外／債券



ファンドは、投資信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）の予定です。詳しくは本書「信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月12日に関東財務局長に提出しており、2026年6月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券一般））	年12回（毎月）	北米・欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

■ 委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号
設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円（2026年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
3兆1,257億円（2026年3月末現在）

■ 受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
株式会社 りそな銀行

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

追加的記載事項

「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」（愛称：りそな ペア・ハイ インカム）
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加型証券投資信託「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」（愛称：りそな ペア・ハイ インカム）（以下、「ファンド」といいます。）について、主要投資対象ファンドの運用会社より、純資産総額の減少により運用方針に則った運用の継続が困難となるおそれがあるとの連絡を受け対応を検討いたしましたが、投資信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用ならびに商品性を維持できるファンドの選定が極めて困難であることから、運用を継続するよりも、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、2026年11月12日付で信託終了（繰上償還）を予定しておりますことをお知らせいたします。

なお、法令に基づき、2026年8月14日時点の受益者（2026年8月13日以降の取得申込および2026年8月12日以前の解約申込の受益者は対象外となります。）を対象に、以下の日程で信託終了（繰上償還）に対する異議申立ての受付を行います。異議申立ての受益権の合計口数が、2026年8月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合には、予定通り2026年11月12日に信託終了（繰上償還）いたします。

当該異議申立の結果（繰上償還の可否）につきましては、2026年9月15日に弊社ホームページ（https://www.amundi.co.jp）にてお知らせいたします。

■信託終了（繰上償還）にかかる手続きの日程

①法定公告日	2026年8月14日　日本経済新聞の朝刊に掲載
②異議申立期間	2026年8月14日～2026年9月14日
③異議申立結果のお知らせ	2026年9月15日　弊社ホームページに掲載
④信託終了（繰上償還）予定日	2026年11月12日

■留意事項

ファンドの繰上償還が決定された場合は、購入の申込期間および信託期間が以下の通り変更されます。

購入の申込期間	2026年6月13日から**2026年9月24日**までとします。
信　託　期　間	**2026年11月12日まで**とします。（設定日：2004年3月19日）

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社　お客様サポートライン

電話 050-4561-2500（委託会社の営業日の9:00～17:00）

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として、米国のハイイールド債市場へ投資するファンドと、欧州のハイイールド債市場へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

◎ファンドの特色

1 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

●ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲインやキャピタル・ゲインを分配原資とします。
●運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。
●原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

2 米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資します。

●米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資することにより、高い利息収益の獲得を目指しつつ、分散投資により信用リスク※の低減に努めます。
※発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

3 市場と通貨がペアです。

●米国と欧州の2つのハイイールド債市場に投資します。
●米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資します。
＊米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4 2つの運用会社が運用を行う、2つのファンドに投資します。

●TCWインベストメント・マネジメント・カンパニーが運用する「TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」とアムンディ・アセットマネジメントが運用する「Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド」の毎月分配クラスに投資します。組入比率や組入対象の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

◎主な投資制限

●株式への直接投資は行いません。
●外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

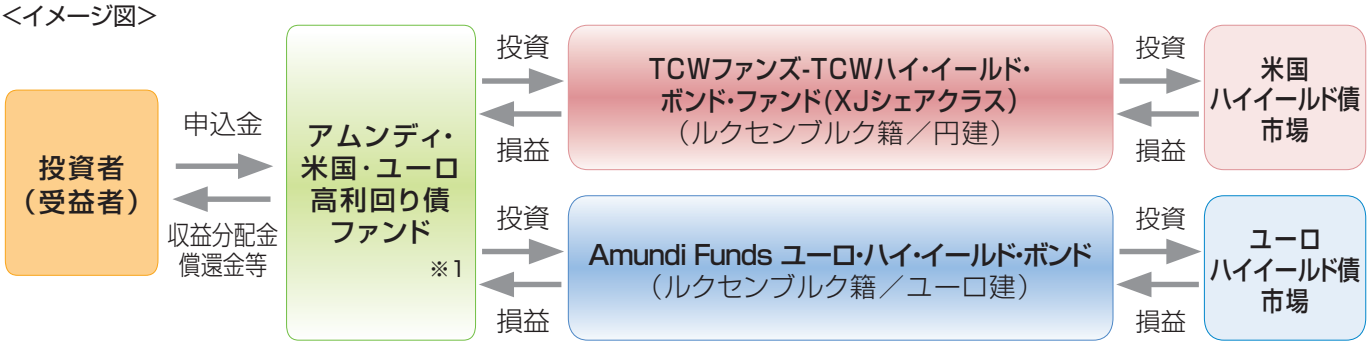
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファンド･オブ･ファンズ方式※で運用します。

※ ファンド･オブ･ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

<イメージ図>



※1 アムンディ･米国･ユーロ高利回り債ファンドは、TCWファンズ-TCWハイ･イールド･ボンド･ファンドのベンチマークとAmundi Funds ユーロ･ハイ･イールド･ボンドのベンチマークを1対1の割合で算出した合成インデックスを参考指数とします。

<主要投資対象とするファンドの概要>

TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド	
投資対象	主に米ドル建のハイイールド債
ベンチマーク	ブルームバーグ･USコーポレート･ハイ･イールド･インデックス2%イシュアー･キャップ※2
運用会社	TCWインベストメント･マネジメント･カンパニー
	・1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。 ・機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産を運用しております。

Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド	
投資対象	主に欧州の高利回り社債
ベンチマーク	ICE BofAヨーロピアン･カレンシー･ハイイールド･コンストレイント･インデックス(BB-B)※3
運用会社	アムンディ･アセットマネジメント
	アムンディは、フランスの農業系金融機関の中央機関として1894年に設立されたユニバーサルバンク、クレディ･アグリコル･グループの資産運用部門です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

※2 「Bloomberg®」およびブルームバーグ･USコーポレート･ハイ･イールド･インデックス2%イシュアー･キャップは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アムンディ･アセットマネジメントによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアムンディ･アセットマネジメントとは提携しておらず、また、アムンディ･米国･ユーロ高利回り債ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、アムンディ･米国･ユーロ高利回り債ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

※3 当該インデックスのうち、為替は対ユーロで100%ヘッジしたものを使用しています。ICE BofA European Currency High Yield Constrained IndexSM/®は、ICE Data Indices, LLC又はその関係会社(「ICE Data」)のサービスマーク／商標であり、ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎分配方針

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

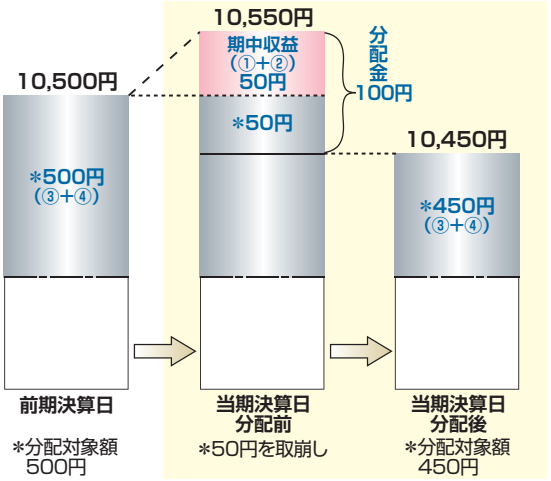
投資信託で分配金が支払われるイメージ



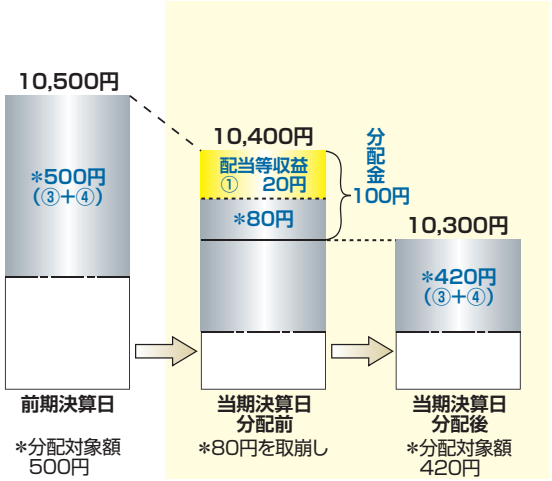
● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

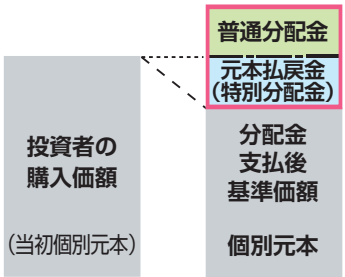


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

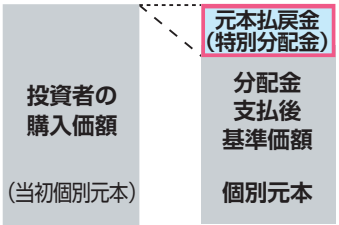
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米国債券市場および欧州債券市場のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場および欧州債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、米ドルおよびユーロに対して円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドが組入れる投資信託証券は、主にダブルB格（BB+／Ba1）以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプルB格（BBB−／Baa3）以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）は、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で価格は大きく変動すると考えられます。また、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。個々の企業の業績、財務内容の変化や景気動向、格付の引上げ、引下げなどの影響を強く受け、債券の価格は上下に大きく変動します。

3. 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

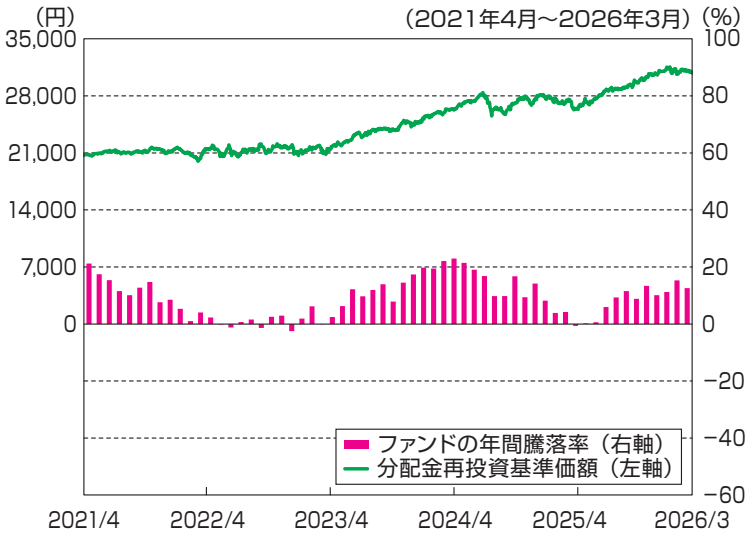
◎リスクの管理体制

- ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

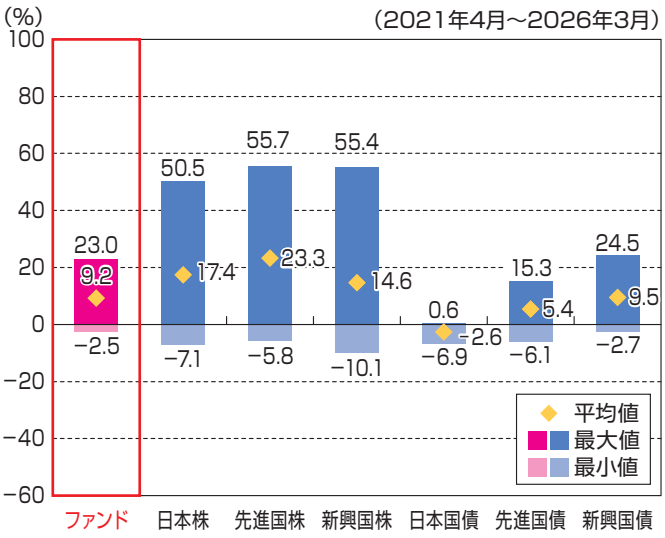
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



＊①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

＊②のグラフは2021年4月から2026年3月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

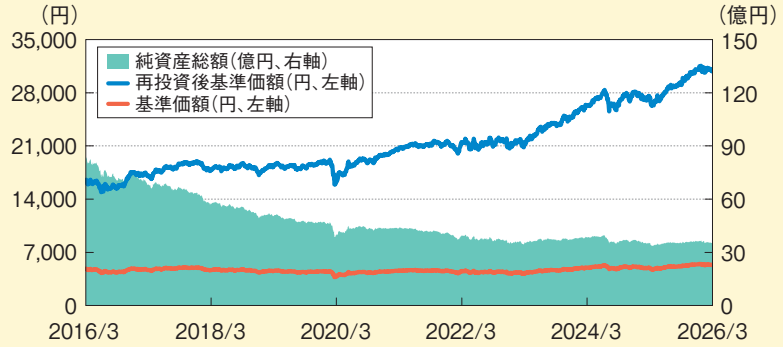
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2026年3月末日現在

◎基準価額・純資産の推移



＊再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	5,309円	純資産総額	35.0億円

◎分配の推移

決算日	分配金
259期（2025年11月12日）	20円
260期（2025年12月12日）	20円
261期（2026年1月13日）	20円
262期（2026年2月12日）	20円
263期（2026年3月12日）	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,741円

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内訳	比率（%）
TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド	50.55
Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド	47.24
現金等	2.21
合計	100.00

＊比率は純資産総額に対する割合です。
＊四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
＊現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	BB−
平均最終利回り（%）	6.38
平均直接利回り（%）	5.61
修正デュレーション（年）	3.09
組入全銘柄数	434

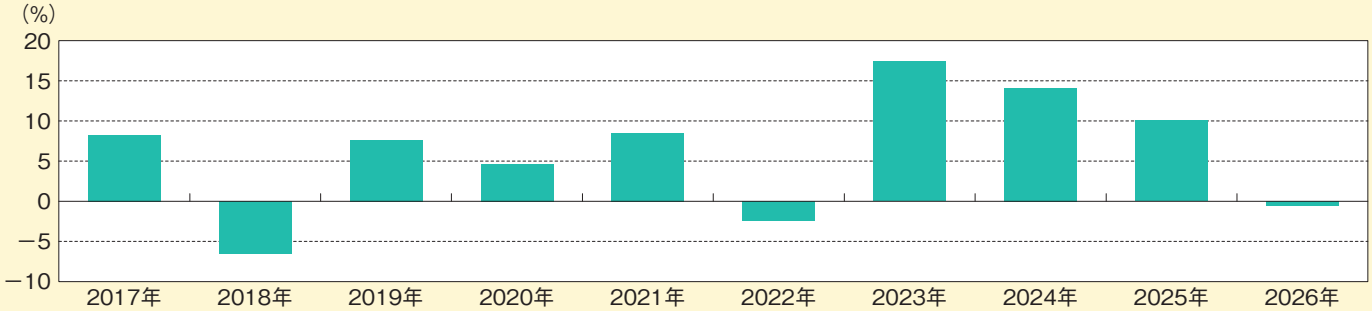
＊平均格付とは、ファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

	TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド				Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド			
	銘柄	クーポン（%）	比率（%）※1		銘柄	クーポン（%）	比率（%）※2	
1	GRAPHIC PACKAGING INTERN	3.500	1.67	1	AM EURO LIQUIDITY S-T RESP - Z (C)※3	−	4.13	
2	CITIGROUP INC	6.625	1.55	2	DUFNSW 3.375% 04/28	3.375	1.05	
3	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	5.375	1.36	3	ZFFNGR 3.75% 09/28 EMTN	3.750	1.04	
4	PNC FINANCIAL SERVICES	3.400	1.26	4	AMUNDI BUY & WATCH HIGH YIELD 2029 - I C※3	−	0.99	
5	MOLINA HEALTHCARE INC	3.875	1.25	5	FIBCOP 5.125% 06/32	5.125	0.98	

※1 比率は、TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。
※2 比率は、Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンドの純資産総額に対する割合です。
※3 投資信託証券です。

◎年間収益率の推移



＊年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊2026年は年初から3月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2026年6月13日から2026年12月14日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：2004年3月19日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月12日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。
詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.00%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

ありません。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用（信託報酬）

ファンド

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.1%（税抜1.00%）以内※1を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
※1 2026年3月末日現在：年率0.95%（税抜）
〔信託報酬の配分〕

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）以内※2	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.75%（税抜）以内※3	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※2 2026年3月末日現在：年率0.20%（税抜）
※3 2026年3月末日現在：年率0.70%（税抜）
信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

投資対象とする投資信託証券

名称	料率（年率）
TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）	0.70%
Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド（毎月分配クラス）	0.65%

実質的な負担の上限

純資産総額に対して上限年率1.8%（税込）※
※ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率1.1%（税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.70%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用等を含みます。）
・信託財産に関する租税　等
※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）などの諸費用がかかります。
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は2026年3月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率　（対象期間:2025年9月13日～2026年3月12日）

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.77%	1.04%	0.73%

※対象期間中の運用･管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。